

令和8年度 横手市空き店舗等利活用支援事業補助金の概要

横手市内の空き店舗を活用して、地域商業の活性化につながる事業を営む中小企業者の方に対して、かかる経費の一部を補助します。

令和8年4月 商工労働課

項目	内容
補助対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所を有する個人または市内に主たる事業所を有する法人であること。 ・ 市税を滞納していないこと。 ・ 大型店舗（売場又は営業面積が500平方メートルを超える店舗）及びその入居者でないこと。 ・ 大企業等のフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 ・ 市内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き状態としていないこと。 ・ 事業主都合で廃業しその後再開業する者の場合、廃業日から起算して1年を経過していること。なお、廃業前に入居していた店舗が空き店舗状態になっていない場合（すでに他者が入居・店舗が取り壊された等）はこの限りでない。 ・ 起業から3年未満の者の場合、市内商工団体（横手商工会議所またはよこて市商工会）へ加入すること。 ・ 年度内に開業し、補助金の交付を受けてから申請時と同様の営業形態で2年以上営業活動すること。 ・ 横手市暴力団排除条例（平成24年横手市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者又は同条例第3号に規定する事業を行う個人及び法人でないこと。 <p>【賃貸借の店舗の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）空き店舗の賃貸借契約日が補助金を申請する日から遡って2か月以内であること。 （2）空き店舗の賃貸契約期間が2年以上であること。 （3）週30時間以上営業を行うこと。 （4）個人の場合は空き店舗所有者が3親等以内の親族でないこと。 （5）法人の場合は空き店舗所有者が当該法人の役員に就任する者または就任している者の3親等以内の親族でないこと。 <p>【購入した店舗の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）空き店舗の購入に係る契約日が令和5年4月以降であること。 （2）週30時間以上営業を行うこと。
対象業種	<p>小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業などの店舗のうち、市の商業活性化に資すると認められるものが対象となります。</p> <p>ただし、以下の場合は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項に定める営業（キャバレー、クラブ、スナック、ダンスホール、麻雀店、パチンコ、ゲームセンター、ナイトクラブ、性風俗等は対象外です。） ・ その他市長が不適当と認める事業

<p style="text-align: center;">対象経費等</p>	<p>空き店舗を活用して営業を開始する際に必要な店舗内外の改装及び看板設置にかかる費用（デザイン料含む）、店舗の賃借料を対象とします。</p> <p>なお、<u>空き店舗とは過去に上記対象業種の営業実績があり、おおむね3か月以上営業が行われていない物件を指します。</u>（※未使用物件・リフォーム後未使用物件は対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税及び地方消費税は補助対象外となります。 ・ 補助対象の支出が課税取引である場合、支払金額を1.10で除した金額が対象となります。 ・ 一般備品は補助対象経費とみなしません。 ・ 原則として、横手市外の業者に委託する工事等にかかる経費は補助対象とみなしません。 ・ 従業員のみが使用するスペースの整備は補助対象とみなしません。 <p>【賃貸借の店舗の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用は補助対象とみなしません。 ・ 消費税及び地方消費税は補助対象外となります。 ・ 補助対象の支出が課税取引である場合、支払金額を1.10で除した金額が対象となります。 ・ 賃借料については「営業を開始した日の属する月の翌月」から補助対象となります。 <p>【購入した店舗の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き店舗の購入に係る経費は補助対象とみなしません。
<p style="text-align: center;">補助金額等</p>	<p>補助対象経費の1/2以内・上限50万円とします。 （秋田県外から移住後1年未満の方は1/2以内・上限80万円） ※千円未満は切捨てとします。</p>
<p style="text-align: center;">提出書類</p>	<p>申請者は、<u>補助対象事業に着手する前</u>に以下の書類を商工労働課に提出してください。 ※申請者本人が申請書類等を提出してください</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助金交付申請書 ② 事業計画書 ③ 税情報確認同意書 ④ 補助対象経費の見積書 ⑤ 店舗の賃貸借契約書写し（空き店舗を借りて事業を行う場合） または店舗の取得年月が分かる書類（空き店舗を購入して事業を行う場合） ⑥ 完成予想図（改装などの完成予想図が無い場合には、設備の配置予定図などのイメージ図を作成してください） ⑦ 事前写真 ⑧ 商工団体への加入または支援が分かる書類の写し（起業から3年未満の者のみ） ⑨ 個人事業主（法人）の实在が確認できる以下の書類の写し <ul style="list-style-type: none"> ・ 開業届の写し（個人 および 県外からの移住の方） <p>※開業届の写しについては実績報告時でも可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近の確定申告書の写し（既に事業を営んでおり営業実績のある方） ・ 法人登記簿の写し（法人のみ） ・ 住民票の写し（県外から移住後1年未満の方のみ） ⑩ 誓約書 ⑪ その他市長が必要と認める書類
<p style="text-align: center;">募集期間</p>	<p>令和8年4月1日から令和9年1月29日まで ※期間内に予算上限に達した場合はこの限りではありません</p>
<p style="text-align: center;">その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改装・開店にあたり、他の補助制度（国・県も含む）の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。 ・ 必要に応じて現地調査を行います。 ・ <u>補助事業は年度内（3月末）に完了するものが対象となります。</u> <u>（翌年度へ繰り越しや事前交付はできません）</u> ・ 補助金交付から2年以内に廃業した場合は補助金を返還することにな

ります。(※本人の責によらない場合を除きます)

- ・ 補助金交付日から2年の間、1年ごとに営業状況の確認をさせていただきます。
- ・ 起業から1年未満の場合、商工団体又は横手市が開催する起業セミナーに参加すること。(※県外移住起業者はこの限りではありません)

補助金額等について

申請年度中に補助事業が完了するものであり、補助金額の範囲内であれば、店舗の改装・賃貸料にかかる経費について申請が可能です。なお、補助率は全て対象経費の1/2以内です。

※ 千円未満は切捨てとします。

※ 補助金を翌年度に繰り越すことはできませんので、ご注意ください。

《ケース1》

全て改装費に充てたい

◆改装費 150万円 ⇒ 補助金額

《ケース2》

全て賃借料に充てたい

◆賃借料 月25万円 ⇒ 補助金月12万5千円×4ヶ月 =

《ケース3》

改装費、空き店舗の賃借料に充てたい

◆改装費 100万円 ⇒ 補助金額


◆賃借料 月10万円 ⇒ 補助金月5万円×4ヶ月 =

補助金申請から交付までの流れ

横手市役所商工労働課

① 事前相談	検討している事業が補助対象となるか確認をいたします。窓口まで一度ご相談ください。
② 申請	空き店舗等利活用支援事業補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※担当が不在のこともあるため、持参する際はあらかじめ下記連絡先へご連絡の上ご来庁ください。 ※受付は土、日、祝日を除きます。 ※必要に応じて現地調査を行います。
③ 審査会	申請内容について、審査会において申請者ご自身にご説明いただきます。当日は申請書の内容をもとに事業概要をご説明いただき、その後、審査員との質疑応答を行います。(説明時間10分・質疑応答10分程度を予定しています。) 審査にあたっては、事業内容、期待される効果、経費の妥当性などの観点から総合的に評価します。
④ 交付決定	補助金審査会にて補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。
⑤ 工事等の着工 家賃の支払い	補助金の交付決定を受けてから工事等の着工をしてください。 交付決定前に着工した工事は交付対象になりません。 空き店舗の賃借料については「営業を開始した日の属する月の翌月」から補助対象となります。
⑥ 実績報告	補助対象経費（改装費、賃借料等）の支払いが完了し営業開始以降、以下の必要な書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き店舗等活用支援事業補助金実績報告書 ・ 収支決算書 ・ 領収書の写し、振込受付書や口座振替記録など支払いを証明する書類 (宛名は申請者と一致するように) ・ 業者が発行する工事費を証する明細書 ・ 施行後写真（施工後の内部・外部の現状がわかるもの） ・ その他市長が必要と認める書類 (許認可が必要な事業の場合は許認可書類の写しを提出いただきます)
⑦ 補助金の交付	実績報告書の内容を審査後、希望する口座へ補助金を振り込みます。

当該補助金の概要及び申請書兼実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のページ番号を横手市ホームページの「ページ ID 検索欄」に入力もしくは二次元コードを読み取るとご覧いただけます。

空き店舗等利活用支援事業補助金の ページ ID : 1004476 ↓ ページ二次元コード ↓ 	問い合わせ先 横手市役所商工観光部商工労働課 〒013-8601 横手市中央町8番12号 (かまくら館5階) TEL : 0182-32-2115 FAX : 0182-32-4021 E-mail : shoko@city.yokote.lg.jp
--	---